○農林水産省告示第千九百七号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第十一条第一項の規定に基づき、同項の異性化糖標準価格を次のように定めたので、同条第六項において準用する同法第六条第二項の規定に基づき、当該異性化糖標準価格及びその適用期間を告示する。

平成二十一年十二月二十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき　一〇九、七五七円

うち消費税額及び地方消費税額分　五、二二七円

適用期間　平成二十二年一月一日から三月三十一日まで

○農林水産省告示第千九百八号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第十二条第一項の規定に基づき、同項の異性化糖平均供給価格を次のように定めたので、同条第二項において準用する同法第六条第二項の規定に基づき、当該異性化糖平均供給価格及びその適用期間を告示する。

平成二十一年十二月二十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき　一一〇、二一九円

うち消費税額及び地方消費税額分　五、二四九円

適用期間　平成二十二年一月一日から三月三十一日まで

○農林水産省告示第千九百九号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十八条第一項の規定に基づき、でん粉及びでん粉原料用輸入農産物の平均輸入価格を次のように定めたので、同条第二項において準用する同法第六条第二項の規定に基づき、当該平均輸入価格及びその適用期間を告示する。

平成二十一年十二月二十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき　四八、六八〇円

適用期間　平成二十二年一月一日から三月三十一日まで

○農林水産省告示第千九百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月二十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　栃木県芳賀郡茂木町大字小貫字細畑一四九九の一から一四九九の三まで、字細畑入一五〇八から一五一三まで、一五一六、一五一九、一五二一、一五二二、三五七〇から三五七二まで、三五七三の二、字萩ノ草一五一七、一五九一の一、一五九二、一六〇一、一六〇二、字元台一五二三から一五三〇まで、一五三二から一五三七まで、一五四二、一五四三、一五四五から一五四七まで、一五四九、一五五〇、一五五二、一五五四の一、一五五八の二、字石倉一八一二、一八一三、三五四七、三五四九の二、字柏崎入一八七一、一八七二、一八七四から一八七七まで、一八八〇、三五三九、三五四一、三五四二、字柏崎一八七三、字地獄久保一八八一、三五三七、字古安養寺一九四六の一、字笊内一九七三の一、一九七四、字京仏入二〇〇三、二一二三、字遠物場二〇二五、字鹿島前二〇六二、二〇六三の一、二〇七六、字遅沢二〇七九、二〇八三、二〇八五、二二〇四、二二〇五、二二〇八、字鹿島入二二〇九、二二一〇、字嵯峨草二二一二の二、字笊内入二二一五、字中山二二一六、字寺入三五五二、三五五三、字台ノ前入三五六八の二から三五六八の四まで、三五六八の六、三五六八の九から三五六八の一五まで、三五六八の一七から三五六八の一九まで、三五六八の二一、三五六八の二三、三五六八の二七から三五六八の二九まで、三五六八の三一から三五六八の三四まで、三五六八の三六から三五六八の四一まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月二十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　栃木県日光市佐下部字釜ノ坂四八七、栃木市鍋山町字栃戸二一三三から二一三八まで、二一三九の一から二一三九の一〇まで、二一四〇、二一四一、二一四二の一、二一四二の二、二一四三、二一四四の一、二一四四の二、二一四五から二一五二まで、二一五四の一から二一五四の三まで、足利市粟谷町字西ノ谷一〇四四の一から一〇四四の三まで、一〇四五、一〇四八から一〇五一まで、字高松一〇七〇の一、一〇七五、一〇七六の二、一〇七七、一〇七八、字大蛇崩一〇七二から一〇七四まで、字菖蒲沢一〇七九、一〇八〇、一〇八二、字大唐沢一〇八三の一、一〇八四、一〇八五、松田町字松山三一七二、三一七三の一、三一七三の二、三一七六の一、字大野手三四五四、三四五五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字大野手三四五四・三四五五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　次の森林については、主伐は、択伐による。

字栃戸二一三三から二一三五まで・二一四四の二・二一四六・二一五四の一・二一五四の三・字西ノ谷一〇四九（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇四五、一〇五〇、一〇五一、字菖蒲沢一〇七九・一〇八二・字松山三一七二・三一七三の一・三一七三の二・三一七六の一・字大野手三四五五の一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

3　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月二十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市下沢字北風ケ沢一五〇七の一、一五〇七の二、一五二六から一五四一まで、一五八二の一から一五八二の三まで、字小二俣一五一一から一五一六まで、字又四郎一五一七の一、一五一七の二、字蛇沢一五一八から一五二〇まで、字行渋沢一五二一から一五二五まで、字大平一五四二から一五五〇まで、一五五一の一、一五五一の二、一五五二から一五六五まで、一五六九から一五八一まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字北風ケ沢一五〇七の一・一五〇七の二・一五八二の一・一五八二の二・字蔦ノ沢一五〇八の二・一五〇八の三・字小二俣一五一一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）